

## 大容量ファイル添付の電子契約実務軽減

法律とテクノロジーを組み合わせたリーガルテックサービスを手掛けるリーテックス（東京都新宿区、小倉隆志社長）は28日、大容量ファイルが添付された建設工事請負契約の電子記録債権による電子契約化を対象に、国土交通省から有効性の確認を受けたと発表した。電子記録債権で一括して発生記録することで法的な一体性を確保。契約本文に電子署名とタイムスタンプを入れるが、そのほかの添付ファイルへの電子署名やタイムスタンプは不要で、電子契約化の実務が大幅に軽減できる。

「リーテックスデジタル契約」は、電子記録債権法により契約データの保全が法律で保証されている唯一の電子契約サービス。建設工事請負契約の電子化は、建設業法の施行規則で規定された技術的基準の順守が

リーテックス

### 国交省が有効性確認

求められる。ガイドラインには公開鍵暗号方式が記載されているが、同社の電子記録債権による記録に同等の効力があることを国交省が確認した。

公開鍵暗号方式だけに依存しない新たな電子契約となる。確認を受けた新方式による初めての電子契約を、東洋建設とビル発注者が締結したという。

従来方式は、公開鍵暗号方式に基づく電子署名とタイムスタンプを、すべての添付ファイルに入れる必要があった。ファイルが多い場合に業務が煩雑になっていた。